

産前産後期間の国民年金保険料免除制度について

国民年金第1号被保険者が出産した際には、出産前後の一定期間の国民年金の保険料が免除されます。免除期間は出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になります。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間の間免除されます。

- 1 対象者(国民年金第1号被保険者)
 - ・ 出産日が平成31年2月1日以降の方・・・妊娠85日(4か月)
- 2 申請場所
 - ・ 常陸大宮市役所医療保険課
- 3 添付書類について
 - ・ 出産前に届出をする場合・・・母子健康手帳
 - ・ 出産後に届出をする場合・・・出産日は市町村で確認できるため原則不要

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線163
 水戸北年金事務所お客様相談室 ☎029-231-2283

出産祝い金が一部増額になります！

常陸大宮市では出産・子育てへの経済的支援を充実させることにより、少子化対策の促進を図るため、出産祝い金を一部増額します。変更内容は以下のとおりです。

【変更前】		【変更後】	
第1子	30,000円	第1子	30,000円
第2子	30,000円	第2子	50,000円(増額)
第3子	50,000円	第3子	70,000円(増額)
第4子	100,000円	第4子	100,000円
第5子以上	200,000円	第5子以上	200,000円

※出生の届出の際に出産祝い金の申請を行います。本庁又は各支所で手続きをお願いします。

- **出産祝い金増額支給対象者**
 常陸大宮市に住所があり、平成31年4月1日以降にお子さんを出産した方又はその子を養育する方
- **必要なもの**
 - ① 印鑑
 - ② 口座情報がわかるもの

申込・問 本庁 こども課 ☎52-1111 内線137
山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121
美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111
緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111
御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

上下水道料金の支払いは口座振替をご利用ください

上下水道料金の支払いに口座振替を利用すると、振替日に指定口座から自動的に料金が納入されます。支払いに行く手間や払い忘れもなく、大変便利です。

ぜひ、便利で安心な口座振替をご利用ください。

なお、預貯金残高が不足にならないよう、振替日前日までに入金をお願いします。振替日に振替できなかった場合、振替は行っておりませんのでご注意ください。

- **振替日**
 毎月25日(土・日曜日、祝日にあたる場合は翌営業日)
 ※窓口での手続き後、口座振替が適用されるまでの1～2か月は、納付書でお支払いください。
- **申込方法**
 次の金融機関(本店・各支店)の窓口でお申し込みください。
 ・ 常陽銀行・筑波銀行・茨城県信用組合・東日本銀行・常陸農業協同組合(支店のみ)・水戸信用金庫
 ・ 烏山信用金庫・中央労働金庫・ゆうちょ銀行※郵便局内に窓口がございます。
- **申込みの際に必要なもの**
 ・ 通帳など口座番号がわかるもの・通帳の届出印 ・ お客様番号がわかるもの(納入通知書など)
 ※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び水道お客さまセンター・各支所にあります。

問 常陸大宮市水道お客様センター ☎52-0427